

令和元年7月 1日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会長 堰 八 義 博

「北海道観光成熟市場誘客促進事業（香港）」の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、北海道観光振興に関し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、2020年インバウンド500万人を目標に誘客活動を実施しているところでありますが、今後の誘客先として重要な市場の一つである、香港市場からの誘客を図るため、今年度も下記内容の事業を実施致します。

つきましては、下記要領にて事業受託者選定のための企画提案を募集致します。

敬具

記

1. 委託事業名  
北海道観光成熟市場誘客促進事業（香港市場）
2. 業務委託期間  
契約締結日 ～ 令和2年3月19日（木）
3. 業務委託内容
  - (1) デジタルメディアを活用した北海道情報の発信
  - (2) 現地セミナー・商談会開催
  - (3) 北海道リゾートウェディング誘客促進事業
  - (4) その他
4. 事業費 8,600,000円以内（諸費税等含む）
5. 事業説明会は、実施致しません。
6. スケジュール（予定）

7月 1日（月）	公示・観光機構HPに掲載
7月16日（火）	参加表明 締切
7月23日（火）	企画書提出締切
7月 日（ ）	企画提案の審査（ヒアリング審査会）
8月上旬	委託事業者決定、契約締結、業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。
7. お問い合わせ  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
誘客推進本部 海外誘客部 担当：掛田  
TEL：011-231-6736 e-mail：[m\\_kakeda@visithkd.or.jp](mailto:m_kakeda@visithkd.or.jp)

以上

## 「令和元年度香港市場誘客プロモーション事業」に係る 企画提案募集要領（企画提案指示書）

### 1. 目的

訪日旅行において、個人旅行者 90%、リピート率 83%以上の成熟市場。人口 7,410 千人に対し、出国者数は、91,758 千人。出国訪問先の第 1 位は、日本 2,231 千人。海外旅行者が非常に多く、北海道への直行便も毎日 2 便就航し、利便性も向上している。

香港では北海道は知られており、北海道を訪問した旅行者も多い。2020 年インバウンド 500 万人達成に向け更なる誘客促進をすべく、香港市場への効果的なプロモーションを展開することを目的とする。

### 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。

### 3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当する者であること。

] ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

### 4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

### 5. 委託事業費（上限） 8,600,000 円（消費税等込み）

### 6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和 2 年 3 月 19 日（木）

(1) 業務スケジュール：

7 月 1 日（月）：公示・観光機構 HP に掲載

7 月 16 日（火）：企画提案参加表明

7 月 23 日（火）：企画提案の受付・受領

7 月 日（ ）：企画提案の審査、委託事業者決定

8 月上旬：契約締結・業務開始

(2) 業務完了日

令和2年3月19日(木)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) デジタルメディアを活用した北海道情報の発信

香港の旅行者に有効な、WEB媒体を活用し、効率的に、多くのユーザーに北海道の観光情報を提供する。

- ① WEBメディアの提案・香港人が旅行をする際利用する情報発信元となるWEBサイトをリサーチし、北海道観光情報を掲載する媒体として、最も効果的な情報発信元を提案する。
- ② 掲載記事の制作・北海道観光情報についてWEBへの掲載記事を作成する。  
WEBへの掲載記事は、北海道の観光情報とし、香港人旅行者が興味をもつようなテーマ、コンテンツを提案し、写真や映像を付して毎月作成し、香港人旅行者を飽きさせないWEBサイトを作成する。尚、WEBへの情報掲出については、都度、当機構に掲出内容を確認する。  
コンテンツについては、下記の例を参考とし、リピーターがまだ訪問していない地域での体験を取り上げるものとする。  
(例) 花咲線を利用して根室で花咲ガニを食べる  
羅臼ワシの家で日本の天然記念物シマフクロウを観察する  
利尻・礼文で本場の生ウニを食べる
- ③ WEBにはPV数にKPI目標の設定と効果測定を実施
- ④ 重点エリア(例: 礼文島、羅臼地区)を設定し、利用施設等において、香港人観光客の利用増減について検証。道内で、香港人に人気の高いエリアを抽出し人気の理由をリサーチして年度末に作成する報告書にて報告する。リサーチ方法は自由提案とする。
- ⑤ WEBにはGoodDay北海道のPV数を拡大する為、WEB内にURLを掲載する他、GoodDay北海道をもっと活用できる施策を提案する。
- ⑥ JNTO香港が運営するHPに北海道の観光情報を毎月提供する  
JNTO香港のHPは、多くの香港人旅行者が見ることから、香港人を北海道へ誘客する施策の一つとして、北海道の旬な観光情報を掲載する。香港向けの記事(繁体字、英語)および写真を毎月1回、機構に提供する。JNTOへは機構から情報提供する。  
尚、JNTOに掲載する情報は、香港向けWEBサイトに掲載する内容とは別とする。

(2) 「北海道ショーケース」出展に伴うセミナー・商談会の実施

道庁国際経済室、香港総商会、香港貿易発展局等と連携し、両地域間の交流を一層促進する為、投資、食、観光セミナー・商談会を一体的に行い、相乗的、効果的にプロモーションを展開する。

北海道観光に関心の高い香港のマスコミ、旅行会社を対象に、セミナー・商談会を開催し、北海道の魅力について訴求する、

日時 令和元年10月下旬 14時~17時(交流会 18時から19時30)

場所 香港(未定、道庁国際経済室にて決定)

参加者 北海道側 市町村、観光協会、企業 香港側 マスコミ、旅行会社  
(約40社)

(提案依頼事項)

香港旅行会社向け北海道観光情報をプレゼンテーションするパワーポイントを作成。現地会場と打ち合わせを実施し、セミナーを実施するための座席の手配と、パワーポイント用のPC、プロジェクター、スクリーンを手配する。

通訳兼プレゼンターを手配する(通訳者は交流会終了まで)

商談会用の座席と通訳を手配する

北海道側の参加者募集(市町村、観光協会、企業)、取りまとめ。

香港側の参加者募集(マスコミ、旅行会社、40社程度)とりまとめ。

当日会場での受付進行等

配布資料発送、ギブアウェイ、アンケート調査、ラッキードロー等

※セミナー・商談会について会場使用料は40万円を見積書に計上して下さい。

(3) 北海道リゾートウェディング誘客推進事業

北海道リゾートウェディング協会と連携し、香港からのウェディング誘客を推進する

① WEBプロモーションの実施

北海道リゾートウェディング協会と連携し、既存もしくは新規作成により、ウェディング情報の発信を行う。

② カメラマン認定制度研修の実施

北海道リゾートウェディング協会と連携し、認定研修制度に基づく研修会を実施する

参加者規模 50名程度想定

(4) その他誘客に効果的な企画の提案

上記1.(1)～(3)の業務の他に、委託上限額の範囲内で、香港市場からの誘客に効果的と思われる企画を提案することを可とする。

(5) 報告書作成

上記委託内容について、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し提出する。  
報告書には、WEBに掲載した記事等について広告料換算し報告する。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：令和元年 7月16日(火) 午後5時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部

(担当：掛田) E-mail: m\_kakeda@visithkd.or.jp

(3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する(書式自由)。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。 **※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない**

① WEBプロモーションに必要な経費(制作費、掲載費、翻訳費等)

② その他経費(通信費、備品費、送料、運営管理費、旅費、調整費、通訳費等)

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版/両面とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部 (会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部)

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部

(担当：掛田) 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 令和元年7月23日(火) **午後3時 ※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

## 1 2. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

## 1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

(5) その他

## 1 4. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

## 1 5. 再委託について

(1) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

## 1 6. その他

(1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。

- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

## コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成熟市場誘客促進事業（香港）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成熟市場誘客促進事業（香港）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)





代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本  
コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成  
員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に  
提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名 称)

( 代 表 者 )

⑩

構成員 (所在地)  
(名 称)

( 代 表 者 )

⑩

構成員 (所在地)  
(名 称)

( 代 表 者 )

⑩